令 和 5 年 10 月 12 日
東 海 北 陸 厚 生 局

保険医の登録の取消しについて

標記について、令和５年 10 月 11 日に開催された東海北陸地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消し」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、東海北陸厚生局長は以下のとおり行政処分等することを決定しましたのでお知らせいたします。

１　行政処分等の内容

保険医の登録の取消し

氏　　名	境　倫宏（51 歳）
取 消 年 月 日	令和５年 10 月 13 日
根拠となる法律	健康保険法第 81 条第１号、３号及び５号

２　監査を行うに至った経緯

（１）令和２年４月 10 日、境倫宏医師（以下「境元准教授」という。）が勤務している保険医療機関（以下「当該保険医療機関」という。）の病院長及び総務課長が三重事務所に来所し、臨床麻酔部の准教授が手術において用いる薬剤オノアクト 50 ㎎及びオノアクト 150 ㎎について、実際には手術中に使用していないにもかかわらず、使用したかのように装い診療録に虚偽記載し、薬剤料に係る診療報酬の請求を行っていたことが判明した旨の報告があった。

（２）令和２年 12 月４日、境元准教授が使用していない薬剤を患者に投与したようにカルテを改ざんしたとして公電磁的記録不正作出・同供用の疑いで、同月３日付けで津地方検察庁に逮捕されたとの報道があった。

また、令和２年 12 月 24 日、同月 23 日付けで津地方検察庁に同罪により起訴されたとの報道があった。

（３）令和３年１月７日、境元准教授が患者約 50 人に薬剤を投与したとする虚偽の麻酔記録を作成するなどし、国民健康保険団体連合会などから診療報酬計約 70 万円をだまし取ったとして診療報酬詐欺の疑いで、同月６日付けで津地方検察庁に再逮捕されたとの報道があった。

また、令和３年１月 28 日、境元准教授が同罪で、同月 27 日付けで津地方検察庁に起訴されたとの報道があった。

（４）令和３年３月 17 日、個別指導を実施したところ、オノアクト 50 ㎎及びオノア

クト 150 ㎎について、実際には手術中に使用していないにもかかわらず、使用したかのように装い診療録に記載して診療報酬を請求しており、不正請求の疑いが濃厚となったことから、個別指導を中止し、監査要綱の第３の１及び２に該当するものとして、令和３年８月６日から令和４年９月 30 日まで計 18 日間の監査を実施した。

３　禁錮以上の刑に処された事実

境元准教授は、令和元年８月９日から令和２年２月 29 日に渡り、電子カルテに手術の際に患者に投与していない薬剤を投与した旨の虚偽の記録をするとともに、実際には使用していない薬剤の薬剤料分合計 84 万円余りの診療報酬を、当該保険医療機関をして審査支払機関に請求させて詐取したとして、令和３年４月 22 日、公電磁的記録不正作出・同供用と詐欺の罪で、津地方裁判所から、懲役２年６月執行猶予４年の判決を受け、同年５月７日をもって、刑が確定している。

４　行政処分等の主な理由

監査において判明した行政処分等の理由となる主な事実は以下のとおり。

（１）実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して診療録に不実記載し、保険医療機関に診療報酬を不正に請求させていた。

実際には使用していないにもかかわらず、薬剤を使用したものとして麻酔記録システムに入力し、オノアクト 50mg 及びオノアクト 150 ㎎の診療報酬を請求させていた。

（２）公電磁的記録不正作出・同供用と詐欺の罪で、津地方裁判所から、懲役２年６月執行猶予４年の判決を受け、同年５月７日をもって、刑が確定している。

５　不正請求金額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した平成 30 年１月分から令和３年２月分までのレセプトのうち以下のとおり。

不正請求	406 件	5,445,686 円

６　再登録

原則として、５年間は保険医の再登録は行わない。